

1 国及び東京都の計画

文部科学省は、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画を閣議決定し、平成 30 年度から令和 4 年度までの計画期間における、5 つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

同計画では基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」を打ち出しています。また、令和 2 年度からの新学習指導要領には新たに、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

東京都教育委員会では、平成 31 年 3 月に東京都教育ビジョン（第 4 次）を策定し、令和元年度からの 5 年間を中心に、東京都教育委員会が今後、取り組むべき中・長期的な教育の基本的な方向性と主要施策を示しました。この中で、「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供」を次代を担う東京の子供の姿とし、12 の基本的な方針を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革*等を新たに位置付けています。また、30 の今後 5 か年の施策展開の方向性を設定し、今後の事務事業の推進につながる主な施策展開を示しています。

2 教育を取り巻く社会情勢

○ 社会経済情勢の急激な変化

近年、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

また、我が国は、少子高齢化の急激な進行に直面しており、同時に、社会的格差等の問題も指摘されていることから、社会的・経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく質の高い教育を受けられる教育安心社会の実現が求められています。

○ 高度情報化の進展と技術革新

スマートフォンなど情報通信技術の向上によるSNSの普及や高度情報化の進展、さらにはAI*（人工知能）やIoT*（Internet of Things）等の急速な技術革新により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化しており、それらの変化に対応した教育や学習機会を提供していくことが必要です。

○ 情報モラル

インターネットをはじめ、様々な情報が溢れている現代において、その中から必要な情報を取捨選択し、分析、編集して知識として活用していくことが求められています。情報に対する社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、情報モラルの習得が求められ、適切に評価し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

○ グローバル化の進展

グローバル化が進展する中、平成31年4月の出入国管理法の改正により、外国人労働者の増加が見込まれ、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められています。

また、主体的に物事を考え、多様なバックグラウンドをもつ人に自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解できる人材の育成が必要です。

そうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を創造することができるような機会を提供する必要があります。

○ 子どもの学力について

我が国の児童・生徒の学力の現状について、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。

一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることも明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細かな対応が必要です。

○ 子どもの体力について

国の第3期教育振興基本計画では、子どもの体力水準が昭和60年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られると指摘しています。また、食習慣の乱れなど、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

○ 子どもの生活習慣や心の育成について

社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等をもった人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成の重要性が依然として指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童・生徒の増加、小1プロブレム*や中1ギャップなど、各成長段階の接続や連携、または学級や学年の経営の工夫、さらに異学年との交流などが必要な状況にあります。いじめや心理的に追い込まれる児童・生徒もいるなどの課題が挙げられ、個別の支援や専門家との連携、そして、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

○ 安全対策・環境問題に対する取組

近年、地球温暖化による大雨・強風などの異常気象や、大規模な地震などの自然災害、登下校中の子どもが巻き込まれる痛ましい事件・事故などが全国各地で発生しています。子どもたちは、他者と連携して自分の身を守るための適切な行動を身に付ける必要があると同時に、地球と共生するための自然環境に対する正しい知識と態度を身に付けることが必要です。

○ 家庭の状況や地域コミュニティへの変化

都市部の中では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が起きています。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

また、地域社会においては、地域の変化や課題に対応し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが重要です。こうした中で、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組を行っていくことが必要です。

○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後の取組

令和2年に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機にスポーツに対する市民意識の高揚と、継続的にスポーツに親しむ市民の増加が予想されます。大会終了後も、有益な遺産（レガシー）を引き継ぎ、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができるスポーツ立国の実現に向けた取組が求められます。

3 前教育振興基本計画の振り返り

(1) 平成27年度からの福生市教育委員会の主な取組

前期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の福生市教育委員会の主な取組は次のとおりです。

年度	福生市教育委員会の主な取組
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、総合教育会議を開催し、福生市教育大綱を策定 ○通学路における見守り員の配置及び市内小学校通学路防犯カメラの設置・運用の開始 ○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（一小・六小・七小・一中） ○日本の伝統・文化理解教育推進事業、学カステップアップ推進地域指定事業の取組 ○福生市立学校ICT*推進計画の策定 ○福生市英語教育推進計画の策定 ○福生市立学校の学力向上策の策定 ○第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期）の策定 ○第三次福生市子ども読書活動推進計画の策定 ○福生駅、拝島駅への貸出図書返却ポストの設置 ○わかたけ会館・図書館リニューアルオープン
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（四小・五小・二中・三中） ○福生第七小学校に言語障害通級指導学級を設置 ○福生第二中学校に日本語学級を設置 ○日本の伝統・文化理解教育推進事業、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、人権教育推進校事業、学カステップアップ推進地域指定事業、英語教育推進地域事業、道徳教育推進校事業、安全教育推進校事業の取組 ○福生第四小学校への指定を皮切りに、コミュニティ・スクール*の全校指定に向けた取組の実施（令和2年度までに全10校指定） ○小学校第6学年、中学校第3学年を対象とした英語検定の公費実施の開始 ○福生市立学校の体力向上策の策定 ○福生市オリンピック・パラリンピック読み物資料集の作成 ○「ふるさと福生への愛着と誇りを育む学校」の作成 ○旧ヤマジュウ田村家住宅の一般見学の開始 ○福生市スポーツ推進計画2012（修正後期）の策定 ○武蔵野台テニスコート照明灯改良工事 ○第53回東京都公民館研究大会の開催（市民会館大ホール）

年度	福生市教育委員会の主な取組
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館非構造部材落下防止対策工事の実施（二小） ○小学校における特別支援教室設置 ○福生第六小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置 ○市内小学校第3学年児童への個別学習用タブレット端末の貸与の開始 ○日本の伝統・文化理解教育推進事業、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、学カステップアップ推進地域指定事業、英語教育推進地域事業、道徳教育推進校事業、スーパーアクティブスクール事業、安全教育推進校事業の取組 ○小学校第5学年宿泊行事の開始 ○福生市立学校の学力向上策（第2次）の策定 ○「福生市特別支援教育プログラム」の作成 ○防災食育センター（新学校給食センター）の完成による中学校完全給食・食物アレルギー対応給食の開始 ○青少年海外派遣事業に代替するふっさっ子グローバルヴィレッジ事業の開始 ○総合型地域スポーツクラブの設立 ○公民館開館40周年記念式典、シンポジウムの実施（市民会館小ホール） ○市民会館の長寿命化改修等の調査の実施
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ○教育広報「福生の教育」において、視覚障害者向けにデージー方式での提供の開始 ○小学校防音機能復旧（復機）工事の実施（三小講堂・五小校舎） ○福生第一中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置 ○教員の働き方改革に関連した、学校経営補佐嘱託員、副校長補佐嘱託員、スクール・サポート・スタッフ*の配置など、学校マネジメント強化事業の実施 ○小学校の普通教室等に校内LANの整備、パソコン教室のノート型パソコンをタブレット型端末へ更新 ○オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、安全教育推進校事業、道徳教育推進校事業、スーパーアクティブスクール事業、プログラミング教育推進校事業の取組 ○福生市立学校における働き方改革推進計画の策定 ○放課後学習支援の拡大
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次ふっさっ子未来会議を開催し、学校教育から社会教育に至るまでの幅広い分野での検討の開始 ○福生第三小学校増築事業の実施 ○小学校防音機能復旧（復機）工事の実施（五小講堂） ○専門的知識を有する部活動指導員の配置 ○プログラミング教育推進校事業、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業、オリンピック・パラリンピック等教育推進事業、国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業の取組 ○中学校の普通教室等に校内LANの整備、パソコン教室のノート型パソコンをタブレット型端末へ更新 ○扶桑会館の移転及び指定管理者制度*の導入 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業の取組 ○市営競技場改良事業の取組 ○市民会館舞台装置等改良事業の実施 ○立川市図書館との相互利用の開始

(2) 外部評価者からの主な意見

福生市教育委員会では、その権限に属する事務について、外部評価者からの点検・評価を受けています。本計画の策定にあたり、毎年度実施してきた事務事業に関わる点検・評価も参考にこれまでの取組を総括しましたので、主な要旨を掲載します。

《主な意見（要旨）》

- ・ 公教育の置かれた条件下で学力向上に向けてさまざまな取組がなされていることを評価したい。
- ・ 今後は、基礎学力の差が広がる前の就学前から小学校低学年までの時期に着目し、この時期に学習習慣を身につけさせ、学ぶことの楽しさ、達成感を体感し、意欲を高める試みが重点的になされることが望ましい。
- ・ 協調性、意欲、計画性などの非認知能力は、社会で生きていく本質的な力であり、学力向上とのバランスをとって教育活動において配慮されるべきである。
- ・ 研究指定校、モデル校等の成果を他の学校に普及・啓発・定着させるように図ってほしい。
- ・ 既存の調査結果、データを保管するだけでなく、現状把握や詳細な分析によって施策に役立て、よりよい施策へと変えていく新しい工夫や改善に向けた取組を試みて欲しい。
- ・ 新たに地域の人材を育成していくことが重要となる。新しい住民を地域社会に参画させる学習活動の企画や、各種調査で公民館での学習希望の高いとされる専業主婦や退職者などに対する学習機会の提供など、地域社会の基盤を頑強にするためのまちづくりの一環として、地域における学習活動を推進すべきである。

(3) 前計画の振り返りについて

教育を取り巻く社会情勢や毎年の点検・評価における外部評価者からの意見を踏まえ、本計画の策定に向け現状と課題を明確にしました。前計画の基本方針ごとにまとめた主な内容は次のとおりです。

基本方針 1 子どもたちの「生きる力」の育成

基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の向上をさらに推し進めるとともに、就学前から円滑な接続を強化し、データに基づくきめ細やかな指導を充実させ、個を伸ばす教育を充実させることが必要です。

基本方針 2 信頼される学校づくりの推進

多くの役割が学校に求められるようになってきていることから、改訂された学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現という理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。

基本方針 3 生涯学習社会の推進

人生 100 年時代を見据え、全ての人々が学び直しなど、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、公民館や図書館を活用し、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築等を推進していくことが必要です。

基本方針 4 地域の教育力の向上

家庭・地域・学校が相互に連携・協力することにより、地域で子どもを育てる機運が高まるよう、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着と誇りを子どもたちに育成する必要があります。

4 福生市の教育が目指す目標

福生市教育委員会は、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、今後10年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げます。

- 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、
互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
社会の持続的な発展に貢献できる人間
主体的に学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間
を育成する教育を推進する。
- 市民のだれもが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、生涯学習を振興する。
- 教育は、家庭・地域・学校の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があがるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

5 計画の基本方針と方向

新計画においては、次の4つの基本方針を基に様々な施策を設定します。

基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びに向かう力や道徳心を育成します。また、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。

あわせて、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、関係機関との連携をさらに進め、指導・支援体制の強化を行うとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するためのICT教育や情報活用能力の育成をさらに推進します。

- 1 確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着
- 2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
- 3 一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供
- 4 社会の持続的な発展に貢献する力の育成

基本方針 2 教育施策推進のための環境整備

学校経営改革として学校における組織体制や教員の働き方を見直すとともに、専門家など地域の多様な人材を活用した学校教育を支える取組を推進します。

また、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、時代の変化に対応できる長期的な視点をもった施設・設備等の計画的な整備を図ります。

- 1 よりよい学校づくりの推進
- 2 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本方針 3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、福生市の貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えていくために、建造物の保存、文化財の調査・保存、伝統芸能や祭事の伝承などを推進していきます。

今後、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

- 1 生涯学び、活躍できる環境整備の推進
- 2 歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興

基本方針 4 地域社会総がかりでの教育の推進

持続可能な地域づくりを目指して、家庭・地域・学校で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めるとともに、子どもたちと他世代の交流を活性化させることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

- 1 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動の充実
- 2 子どもを支え伸ばす教育活動の推進